

## 農業委員会総会議事録

1.開催日時 令和7年7月2日(水)午前9時00分から9時50分

2.開催場所 役場2階 大会議室

3.出席委員(14人)

会長	1番 野澤 典生
会長職務代理	2番 飯澤 清成
農業委員	3番 青木 博子
	4番 島田 美知恵
	5番 赤羽 道子
	6番 高井 学
	7番 横川 又司
推進委員	中村 良治
	伊藤 信一
	唐澤 秀明
	吉江 森男
	小松 英幸
	有賀 則幸
	有賀 米吉

4.欠席委員 なし

5.議事日程

議案第1号 農地法の規定に基づく許可について《諮問案件確認》

議案第2号 農地利用集積計画(農地中間管理事業)について

議案第3号 農地利用配分計画(案)について

議案第4号 非農地申請について

6.その他

7.農業委員会事務局職員

事務局長 役場産業振興課長 丸山 貴之

事務局次長 役場産業振興課補佐兼農政係長 野澤 隆生

役場産業振興課農政係 松田 馨司

役場産業振興課農政係 中澤 貴子

## 8.会議の概要

<丸山事務局長>

皆さんおはようございます。高井委員がまだお見えになられておりませんが、遅れてくるというご連絡をいただいているので始めさせていただきます。

それでは開会の言葉を飯澤代理お願いいたします。

(開会)

<飯澤職務代理>

おはようございます。やっと雨が降ったのかもうちちょっと降ってほしいのかそんな微妙な天気になっておりますが、農業の方も本格的にスタートしておりますので恵みの雨になればと思いながら願っている所でございます。では辰野町農業委員会総会を今から始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

<丸山事務局長>

ありがとうございました。会長あいさつ、野澤会長お願いいたします。

(会長あいさつ)

<野澤会長>

皆さんおはようございます。よろしくお願いいたします。私達も新規にこの組織になりまして4ヶ月目ということで、皆さんいかほどかと思えます。

その前に先日はソルガムの定植作業、暑い中早朝より皆さんに参加していただき、誠にありがとうございました。有賀推進委員長また青木さんの努力下、今年は非常にいい苗だったかと、野菜作りの自分の見た目からはいい苗だったかなと、非常に感心しております。ちょっと一部伸びすぎたりというのもありましたけども、結構綺麗につくんじゃないかなと思っております。

もう私も苗を見た状況で、たつの新聞に300キロ収穫できるだろうなんてちょっと言ってしまうのですが、おかげで近隣の人や私の親戚のうちからお前そんな300キロもできるのかよということで、いや任せといてくださいと、ちょっと啖呵を切ってまいりましたので、ぜひこれからソルガムの方も皆さんにはご協力をいただきたいと思っております。

さてそうは言ってもですね私たち農業委員会、そろそろ皆さんも内情がわかってきていただけたかなと思っておりますが、なにせいかんせんこの中にはですね農業に携わられていない方、また農地も持っていない方がいて当然でございます。そういう方も一緒に参画していただいての農業委員会でございます。ただ私達のこの農

業、いま米の問題がずっとテレビで話題になっておりますけども、やはりいくら中山間地の辰野町でも農地は守らなきゃいけない。もう本当に農産物なくして私達は生活ができない。

たまたまこの間私のおじから聞いたんですが、おじが小さいころちょうど戦争中で食べる物がなかったと。私のおばあさん、おじの母親ですが、おばあさんは貧乏人だったもんですからうちもスベリヒユを取ってきて、今で言えばもう私も今朝もアスパラ畑にスベリヒユがすごいもんで、足で蹴ってかっからしているんですけど、そういうスベリヒユさえ取って食べた。それから小さい頃年寄りから聞いた、雑草を食べてた時代を絶対にもう起こしてはいけない。

そのために何としても食料自給率を上げたい。そのためには何としても今の農地は私達が維持させなきゃいけない。それが私達の地域計画という今の仕事、これに繋がっております。ですので本当に農地を持ってないとか農業をされてないという方いらっしゃいますけども、やはりこの地域計画っていうのは今年の大きなメインの仕事の一つでございます。これは今後、去年計画を立てて、今年から実質化というか実行へ進んでまいっております。

ですのでこのあと来月予定しております担い手さんとの集会等々には、私は関係ないとかそういうことを言う方はいらっしゃらないと思いますけども、ぜひ皆さんと一緒に役場の事務局また県の農政局、また農業振興センター、そしてJAさん、それから若い担い手の皆さん、そういう方たちとですね、一緒にこの地域計画を進めていかなければいけない。これがうまくいかないで荒廃農地が進んでいきます。

ちょっと話長くなって申し訳ないですけども、今日はちょっと今までの思いの丈を喋らせていただきますが、私今まで西部土地改良区っていう、羽北地区で上伊那全体の灌水施設の会計理事をやっておりました。その関係で、相続をされて遠くにいらっしゃる娘さんとかそういう方に相続されてしまって、賦課金も入らない。しかもその農地は荒廃農地になると。そんな農地にされてしまっただけで、そこにいろいろなハクビシンだなんだって住み着いちゃって、周りの方たち、私もスイートコーンを作ったんですがこれからハクビシンとの戦いです。今朝も行けば、その藪の中からキジの鳴き声がしております。

こんな荒廃農地をぜひ少しでも少なくしていきたい。そのために皆さん今年の4月の総会の資料の中にですね、最適化活動の目標という数値があります。もし今日お持ちでなければ、これ皆さんおうちへ帰ってもう一度確認をしていただいて、私達はこの最適化活動の目標、それから新規参入の推進、それから遊休農地の解消というところのこれは役場、前任の事務局の方が作ってございますけども、この目標値に対してで

すね私達はどれだけ達成できるか。ここにかかっているかと思います。ぜひここにいらっしゃる皆さんの総意を持ってこの数字をクリアする、またその結果として優良な農地がずっと見渡す限り続くような、そんな活動ができればと思っております。

ちょっと長くなりましたが、そろそろ皆さんもご理解をいただけてきたかなと思いましたが、ちょっと私の思いの丈を述べさせていただきます。そういうことでこれから皆さんにはいろいろとご協力を賜らなければいけません。何卒、そのところをよくご理解の上、活動にご協力いただければと思っております。今日は慎重審議よろしくお願いたします。

<丸山事務局長>

ありがとうございました。それでは議事録署名委員の指名を会長お願いいたします。

**(議事録署名委員の指名)**

<野澤会長>

今日の議事録署名人は4番の島田さんと5番の赤羽さんでお願いします

<丸山事務局長>

お二方よろしくお願いたします。それでは4番の議事に入ります。議長につきましては辰野町農業委員会会議規則第6条により会長の方にお願をいたします。よろしくお願いたします。

**(議事)**

<野澤会長>

それでは議事に入っていきたいと思えます。まず議案第1号について野澤補佐の方から説明をお願いします。

**【議案第1号、3条の規定による許可申請について1番～4番朗読】**

<野澤事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。地図は1ページをご覧ください。

箕輪町大字中箕輪…番地にお住まいのAさんが所有いたします、

大字上島…番、地目は畑、面積146㎡および

大字上島…番、地目は田、面積370㎡を、

大字上島…番地にお住まいのBさんが譲り受けるものです。

譲渡人のAさんは相続にて申請地を取得しましたが、町外にお住まいのため、管理

耕作ができずにいました。譲受人の B さんは、空家となっていた A さんのご実家を購入され、お住まいであることから、今回農地を譲り受け、自家用の野菜を作られるということです。

譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能であります。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、飯澤代理、伊藤推進委員から意見書をいただいております。

<飯澤職務代理>

はい、6月9日に現地の方を確認に伊藤委員と2人でお伺いし、現状を確認してきました。移住者の方で住居を買ったときには農地のところは手続きができないということで、ただし耕作はその当時からやっておられ、現地に確認行きましたら丁寧に作物を作られしっかり管理をされておりましたので、耕作するにおいては全く問題ないという判断のもとでハンコの方を押ささせていただきました。ご審議の方よろしく願いいたします。

<野澤会長>

はいありがとうございます。この件につきまして質問ご意見ありましたらお願いいたします。無いようですのでこの件について採決をとりたいと思います。賛成の方挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございます。

<野澤事務局次長>

2番、所有権の移転でございます。地図は2ページをご覧ください。

大字樋口…番地にお住まいの C さんが所有いたします、

大字樋口…番、地目は田、面積754㎡を、

同じく大字樋口…番地にお住まいの D さんが取得するものです。

譲渡人の C さんと譲受人の D さんは親子であり、生前贈与されるということです。

譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能であります。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、高井委員、有賀推進委員から意見書をいただいております。

<有賀推進委員>

6月12日に司法書士の川村さんと高井委員と私で現地を立ち合いました。

現地については相続ということでありすけれども、何か事情でその隣の田んぼは相続してあって、順次CさんからDさんに生前贈与していくということで今年はこの部分というような説明を受けました。現地は既にDさんが隣の田んぼと合わせて耕作しておいて、引き続き経営をしていくということで、相続については認められるということで判断しました。以上です。

<野澤会長>

ありがとうございました。この件につきまして何か質問ご意見ありましたらお願いいたします。ないようですので採決に移りたいと思います。この件について賛成の方挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございます。

<野澤事務局次長>

3番、所有権の移転でございます。地図は3ページをご覧ください。

大字伊那富…番地にお住まいのEさんが所有いたします、

大字伊那富…番、地目は田、面積642㎡を、

大字伊那富…番地にお住まいのFさんが譲り受けるものです。

譲渡人のEさんは相続にて申請地を取得しましたが、以前より貸借にて耕作されていたFさんが譲り受け、引き続き耕作を続けるということで申請がありました。

譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能であります。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、横川委員、島田委員から意見書をいただいております。

<島田委員>

はい、よろしく申し上げます。6月18日の16時30分から現地確認を横川委員とともにまいりました。現状ですね、もうこちらの場所ですけれども30年来畑をされているということで、Fさんは以前役場にお勤めの方ですよ、確かそうですね。もうお知りの方とかもう承知してらっしゃる方です。ただ地目は田んぼでありますけれども、実際は畑をやっていたらっしゃるということではありました。現状確認してきたところ、もちろん機械等もあるし、現状ということでそのまま所有権も移転されるということで問題はなしと判断をいたしました。

また、元々Eさんの方はですね、機械も持っていらっしやらなかったし、一応管理の方はされていたということはおっしゃってございましたけれども、それが現状、もう所有権からの移転になったかと思われま。

ちょっと余談になりますけども、ここの土地ですね、元田んぼということで、30年来畑にしてきたということではありますけれども、とても土地が私でもわかるような痩せている土地で、粘土土で石もゴロゴロしていました。そこにいくつかの作物を植えられて、そして猿が来るということで電柵までもされていて、管理をされていました。

そしてまたその周りの農地も遊休農地多かったですけども、実際地元の方は機械を入れて、草も生やさないようにしているということで、私は着任してからわずかですが改めて辰野町を見させていただいて勉強になるなと思いました。こういうところで皆さん頑張って農地を守ってらっしゃるのかと思って、本当に頭が下がる思いで帰ってきたことを覚えております。

報告合わせて長くなりましたけども、以上です。よろしく願いいたします。

<野澤会長>

ありがとうございました。この件につきまして質問ご意見ありましたらお願いいたします。ちなみにここは何を作っているんですか。

<島田委員>

色々作っていました。家庭菜園、かぼちゃから始まって色々。

<事務局中澤>

菜の花もやっでご自分で菜種油も搾油して、いろいろやっています。

<野澤会長>

ありがとうございました。他にご意見ご質問なければ採決に移りたいと思います。この件について賛成の方挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございます。

<野澤事務局次長>

4番、所有権の移転でございます。地図は4ページをご覧ください。

諏訪郡下諏訪町…番地にお住まいのGさんが所有いたします、

大字横川…番、地目は畑、面積55㎡を、

大字横川…番地にお住まいのHさんが譲り受けるものです。

譲受人のHさんは令和7年5月にGさんの農地を譲り受けており、今回こちらの農地につきましても管理できないということから、Hさんが譲り受けるということで申請がありました。

譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能であります。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、伊藤推進委員、中村推進委員から意見書をいただいております。

<野澤会長>

ありがとうございます。伊藤さんの方でご説明をお願いいたします。

<伊藤推進委員>

この土地については6月19日に中村委員と一緒に確認させていただきまして、田んぼの方は以前に許可申請を出したところにセットというような形で、本当に小さい55平米というようなところなんです。周囲の状況とか範囲を確認したりして、譲受人もHさんですので間違いなく管理していただけるということを確認しまして、現地確認を終了しました。以上ですが、審議のほどよろしく申し上げます。

<野澤会長>

ありがとうございました。この件について何かご質問意見ありましたらお願いします。なければ採決に入ります。この件について賛成の方挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございます。

#### **【議案第1号、5条の規定による許可申請について1番～2番朗読】**

<野澤事務局次長>

1番、使用貸借権の設定でございます。地図は5ページを、配置図は6ページをご覧ください。

大字赤羽…番地にお住まいのIさんが所有いたします、

大字赤羽…番、地目は田、面積380㎡を、

京都市下京区…番地にお住まいのJさんが譲り受け、住宅を新築するための申請であります。

譲渡人のIさんと譲受人のJさんは親子であります。Jさんは現在京都市に家族4人でお住まいですが、将来を考え、帰郷し、実家の近くに家を建てたいということで、このたびIさんの所有する農地を譲り受け、住宅を新築したい計画です。

申請地は宅地に囲まれた10ha 未満の農地で、いずれの農地区分にも該当しない広がりのない農地であり、農地法第5条第2項第2号の第2種農地、消極的2種と指定されますが、他候補地を検討した結果、周辺の環境等、申請地が最適であり、位置的代替性がなく、許可はやむを得ないと判断いたします。

また、地域計画変更申出を受け、協議、公告縦覧を経て、令和7年6月1日付けで地域計画からの除外も完了しています。

この件につきましては、高井委員、有賀推進委員から意見書をいただいております。

#### <有賀推進委員>

本件については6月10日に司法書士宮下事務所の熊谷さんと農業委員の高井さんと立会い、途中で土地所有者のIさんも顔を出してきました。

Iさん宅の南側に接するIさんの畑を分筆して、南側に農地を残し、さらに南側に農地を残して、進入路を作り、東側に奥に住宅を建てる計画であり、隣接地との境界は国調の境界は確認できませんでしたが、分筆がなされており、そのときに周辺の同意書をとってあり、境界問題はないとしました。

まだ隣接農地との距離は十分あり、隣接農地は耕作されていませんけれども、影響はないと判断しました。お父さんからの使用貸借ということで住宅を新築する上で、他に適地がなかったということでやむを得ないと判断しました。以上です。

#### <野澤会長>

ありがとうございました。この件につきまして何かご意見質問ありましたらお願いいたします。ないようですのでこの件について採決をとりたいと思います。この件につきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

#### <野澤事務局次長>

2番、所有権の移転でございます。地図は7ページを、配置図は8ページをご覧ください。

大字平出…番地1にお住まいのKさんが所有いたします、

大字平出…番、地目は田、面積451㎡を、

大字平出…番地にお住まいのLさんが取得し、事務所を新築するための申請であります。

譲渡人のKさんは申請地を耕作する予定もなく、有効活用を考えておられましたが、このたび△△を営むLさんが、事務所を新築したい計画です。

申請地は上下水道が埋設された道路の沿道で、概ね500m以内に2つ以上の公共  
公益的施設、JR 辰野駅及び平出保育園がありますので、農地法第5条第2項第1号ロ  
の(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。

また、地域計画変更申出を受け、協議、公告縦覧を経て、令和7年7月1日付けで地  
域計画からの除外も完了しています。

この件につきましては、赤羽委員、有賀推進委員から意見書をいただいております。

<有賀推進委員>

ご報告いたします。6月19日にですね、農業委員の赤羽さんと□□さん、この方は  
譲受人のお父さんになりますけど、一緒に関係の確認をいたしました。

周辺には農地がなくてですね、土砂の流出の恐れもないということでもあります。また  
雨水は宅地内地下浸透で処理をする、また汚水はですね、公共下水道にて排出をす  
るとのことです。また境界もはっきりしていまして問題はないかと判断いたしました。ご  
審議をお願いいたします。以上です。

<野澤会長>

はい、ありがとうございます。それではこの件につきまして何か質問ご意見がありま  
したらお願いいたします。ないようですので採決に入りたいと思います。この件につき  
まして賛成の方は挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございます。

### 【議案第2号、農地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について】

<野澤事務局次長>

農地中間管理事業に関しまして、計16件、24筆の利用権の設定であります。  
詳細は議案書8ページから9ページのとおりでございますが、農地中間管理事業による  
中間管理農地整理簿に基づき、農地中間管理機構である公益財団法人長野県農業  
開発公社と4筆、3,659㎡について5年6ヶ月の使用貸借権を、4筆、3,794㎡について5  
年6ヶ月の賃借権を、16筆、11,104㎡について9年6ヶ月の使用貸借権を設定するもの  
です。続きまして・・・(第3号へ)

### 【議案第3号、農用地利用配分計画(案)に対する意見について】

<野澤事務局次長>

農用地利用配分計画(案)については、議案第2号で集積を決定した農地について、

農地中間管理機構から受け手へ利用配分を計画するもので、すべての農地について認定農業者等、農地中間管理機構より位置づけられた担い手へ配分されます。

詳細は議案書の同じく8ページから9ページをご覧ください。

農事組合法人 M へ2筆、2,202㎡について5年6ヶ月の使用貸借権を、  
同じく農事組合法人 M へ15筆、10,379㎡について9年6ヶ月の使用貸借権を、  
N さんへ1筆、1,047㎡について5年6ヶ月の使用貸借権を、  
O さんへ1筆、410㎡について5年6ヶ月の使用貸借権を、  
P 株式会社さんへ4筆、3,794㎡について5年6ヶ月の賃借権を、  
Q さんへ1筆、725㎡について9年6ヶ月の使用貸借権を設定するものです。

所有者もしくは相続人代表者と農地中間管理機構との間、および農地中間管理機構と M、N さん、O さん、P、Q さんとの間ではそれぞれ事前合意がなされておりますが、農業委員会は意見を述べることができますので、皆様のご意見を伺いたしたいと思います。

<野澤会長>

ありがとうございます。この件につきましては議案第2号3号と一緒に合わせて説明いただきましたが、採決についてはそれぞれ採決をとりますのでよろしくお願ひします。なお質問については両方セットでお受けしますので、質問ご意見ありましたら挙手をお願いいたします。なければまず議案第2号について採決をとりたいと思います。賛成の方挙手をお願いいたします。(全員挙手)はい、ありがとうございます。

続きまして議案第3号の利用配分について採決をとりたいと思います。賛成の方挙手をお願いいたします。(全員挙手)はい、ありがとうございます。

#### **【議案第4号、非農地申請について】**

<野澤事務局次長>

非農地証明書の交付申請であります。

詳細は議案書11ページ、地図は9ページをご覧ください。

大字平出…番地にお住まいの R さんが所有いたします

大字平出…番、地目は田、面積52㎡について申請がありました。

理由といたしましては、申請地は昭和49年に木造併用住宅が建築されておりましたが、登記地目の変更をしないまま現在に至っております。令和7年に住宅は取り壊されていますが、現況は砂利が敷かれており、課税も宅地課税であることから、現況に沿っ

た地目変更を行うための申請であります。農地に復元するのは容易ではなく、農地として利用される可能性もないことから、辰野町農業委員会非農地証明事務取扱要領の証明基準に該当し、非農地とすることはやむをえないものと思われまます。

この件につきましては、赤羽委員、有賀推進委員にご確認いただいております。

<有賀推進委員>

ご報告いたします。6月19日農業委員の赤羽さん並びに司法書士の川村さんと確認をいたしました。

話の内容は今事務局の担当者の方から説明した説明をされた通りでありまして、今年のですね4月にその物件は取り壊されております。その後碎石がたくさん敷き詰められておりまして、とてもこのままの状態では農地としては利用不可能かということ判断いたしました。境界もはっきりしてはいて、問題はないかと判断いたしましたので、ご審議をお願いいたします。以上です。

<野澤会長>

はい、ありがとうございます。この件につきまして何か質問ご意見ありましたらお願いいたします。なければ採決に入りたいと思います。この件について賛成の方挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございます。

## 報告事項

<野澤事務局次長>

それでは報告事項です。

(1)農地法第4条の規定による農地を農業用施設に供することの届出について1件の届出がありました。詳細は議案書12ページ、地図は10ページの通りです。添付書類含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

この4条の届出について、事務局より説明いたします。

<事務局中澤>

はい。それではこちらの4条届出の申請についてですが、本来ご自分の農地に農業用施設を建てられた場合は転用ではなく、その建物が200㎡未満であれば4条の届出ということで、転用の申請ではなくて届出を出していただきます。

こちらの農業用施設ってところの定義なんですけど、本来農業用施設というものは一般に農作物の育成養畜事業のための施設ということでうたわれておまして、農機具等を収納する倉庫であったり、農作業場であったり、温室などが該当になります。

ただしその施設内で営農をする場合、例えば育苗をするだとか、あと温室ビニールハウスといったものも、中で農作物の育成をする場合、その場合は特に届出も必要な

く作っていただいて問題ないということで、すいませんちょっと曖昧な部分がありまして、ちゃんとした農業用の建物ではなくて、例えばビニールハウス形式のものを建ててその中に農業用の機械を入れるっていう場合、そういうことをされる方もいるんですが、基本的には建物の中に車を入れる、農作業用の機械を入れるっていう場合はやはり届出はしていただいた方がいい。ビニールハウスとかそういう形式であっても届出をしていただいた方がいい。

ただしその中で苗を育てたり営農をされる場合は、同じような形状の建物であっても届出もいらなし、転用の申請もいらなしということで行っておりますので、またちょっとそういう申請とかお話があった場合、ご不明な点はまた都度お問い合わせいただければいいかなと思います。

ただしご自分の農地ではなくて、借りている人の農地に建てる場合、育苗用とかの撤去可能なビニールハウスとかそういったものでしたら、特に申請は要らないのですが、200 m<sup>2</sup>を超えるような大きな建物を人の農地に借りて建てる場合は、当然転用の申請が必要になりますのでお願いしたいと思います。以上です。

<野澤事務局次長>

(2)農地法第18条第6項の規定による届出について、合意解約計16件、議案書の12ページから14ページの通りであります。添付書類含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

(3)農地法第3条の3第1項の規定による届出について、相続の届出計6件、議案書の14ページの通りであります。添付書類含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

報告事項は以上でございます。

<野澤会長>

ありがとうございました。今の件につきまして何か質問ご意見ありましたらお願いいたします。

私の方からいいですか。先ほど中澤さんから農業用倉庫の件に関してご説明ありましたが、なかなかメモできる状況でもありませんので、ちょっと簡単にまとめていただいて、次の時にでも皆さんに。今後そういう、農業用地とかそのへんのところは皆さんもなかなかどういうふうに判断をしていいか、また相談を受けられたときに困るかと思いますので、200 m<sup>2</sup>とかいろいろありましたけども、その辺のところをちょっと簡単にまとめていただいて、皆さんが各地権者耕作者からご質問あったときに最初のところの答えができる様にはしておきたいと思いますので、そんなものを用意していただければと思いま

すのでお願いいたします。

<事務局中澤>

○次回委員会総会開催日

日時:令和7年8月7日(木) 10時00分

場所:役場2階 大会議室

<丸山事務局長>

はい8月7日10時からですのでよろしくお願いいたします。皆様の方からよろしいですかね。いいですかね。

はい。それでは閉会の言葉を飯澤代理お願いいたします。

(閉会)

<飯澤職務代理>

はい。慎重審議ありがとうございました。これをもって辰野町農業委員会総会を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

<丸山事務局長>

ありがとうございました。それでは協議会につきましては10時から、この時計で10時から始めたいと思いますので、それまで暫時休憩とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、これに記名押印する。

令和 年 月 日

会 長 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名人 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名人 \_\_\_\_\_ 印